

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する  
条例案について

(付議の要旨)

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例が改正され、東京都から幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園に係る事務が移譲されることに伴い、必要な条例の制定を行う必要があるため、本案を令和2年区議会第1回定例会に提案する。

1 主旨

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例が改正され、東京都から幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園に係る事務が移譲されることに伴い、必要な条例の制定を行う必要があるため、本案を令和2年区議会第1回定例会に提案する。

2 条例の内容

(1) 主旨

条例の制定にあたっては、東京都の事務の継続性や区民・事業者への影響等を考慮し、東京都が定めている現行の「東京都認定こども園の認定要件に関する条例」と原則同じ内容の基準とする。

(2) 定める内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に係る事項のうち、法第3条第1項及び第3項の規定により、区における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る要件を定める。

3 条例案

別紙「世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例(案)」のとおり

4 施行予定日

令和2年4月1日

5 今後のスケジュール(予定)

令和2年2月 常任委員会報告

令和2年2月 第1回区議会定例会(条例案の提案)